

S・Aとリンク!!
TOPのS・A[6]、
TOP・MPDのS・A[8]を
一緒に勉強しよう!



管轄区域外の職権行使

概要

都道府県警察の警察官は、警察法に特別の規定がある以下の場合には、管轄区域外において職権を行使できる。

	事項	根拠(警察法)
①	他の都道府県警察からの援助の要求に基づく職権行使	60条
②	境界周辺事案を処理する場合	60条の2
③	広域組織犯罪等の処理に従事する場合	60条の3、61条の3
④	管轄区域内における公安の維持のため必要がある場合	61条
⑤	現行犯人を逮捕する場合	65条
⑥	移動警察活動又は高速道路等における交通警察活動を行う場合	66条
⑦	緊急事態の布告により派遣された場合	73条3項

今回は、②⑥⑦について
解説するよ。



管轄区域が隣接し、又は近接する都道府県警察は、相互に協議して定めたところにより、社会的経済的一体性の程度、地理的状況等から判断して相互に権限を及ぼす必要があると認められる境界の周辺の区域(境界から政令で定める距離までの区域に限る)における事案を処理するため、当該関係都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすことができる(警察法60条の2)。

管轄区域の境界周辺における事案に関する権限行使

都道府県警察の管轄区域の境界周辺で発生した事案処理を能率的に、かつ、住民にとって便宜となるように処理するため、管轄区域が隣接又は近接する都道府県警察が協議をし、相互に権限を及ぼすことができることとしている。

1 適用区域の判断基準

社会的・経済的一体性の程度、地理的な状況のほか、交通事情、犯罪の発生状況等を考慮して判断する。

2 協議対象となる区域(境界から政令で定める距離までの区域)

原則として、境界から15キロメートルまでの区域である。ただし、境界に係るトンネル、自動車道(高速自動車国道・自動車専用道路)については、例外的に15キロメートルを超える距離が認められている(警察法施行令7条の2)。

3 対象事案

境界周辺における事案に限られる。

4 行使できる権限

警察官に与えられた権限は、全て行使できる。

5 権限を行使できる場所的範囲

隣接又は近接する都道府県警察の管轄区域の全域である(境界周辺に限られない)。

警察官は、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる交通機関における移動警察については、関係都道府県警察の協議して定めたところにより、当該関係都道府県警察の管轄区域内において、職権を行うことができる(警察法66条1項)。

警察官は、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる道路運送法2条8項に規定する自動車道及び政令で定める道路法2条1項に規定する道路の政令で定める区域における交通の円滑と危険の防止を図るため必要があると認められる場合においては、前項の規定の例により、当該道路の区域における事案について、当該関係都道府県警察の管轄区域内において、職権を行うことができる(警察法66条2項)。

移動警察に関する職権行使

警察法66条1項の規定は、交通機関が複数の都道府県警察の管轄区域にまたがって

解答

本事例において財布を領得した甲男は、**窃盗罪**の刑責を負う。



他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する(刑法235条)。

遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金若しくは科料に処する(刑法254条)。

窃盗罪、遺失物横領罪

1 窃盗罪

(1) 意義

他人の占有する財物を窃取する罪をいいます。

(2) 行為

窃取であり、他人の占有する財物を**占有者の意思**に反して、自己又は第三者の占有に**移転させる**ことをいいます。

2 遺失物横領罪

(1) 意義

占有を離れた他人の物を**横領**する罪をいいます。

(2) 客体

占有者の**意思に基づかず**にその占有を離れ、いまだ誰の占有にも**属していない物**、あるいは委託によらず**偶然の事情**により自己の占有に帰した物です。具体例として、窃盗犯人が乗り捨てた自転車、落とし物のクレジットカード等が挙げられます。

3 窃盗罪と遺失物横領罪の差異

客体である財物について、**被害者に占有**があれば窃盗罪、**誰の占有にも属していない**のであれば遺失物横領罪となります。



A女の落とした財布の占有が誰にあるかによって、成立する犯罪が決まるのね。



刑法上の占有

1 意義

刑法上、占有とは、財物に対する**事実上の支配**をいいます。占有の有無は、財物の形状や性質に鑑みながら、以下の2点に基づき判断されます。

(1) 事実上の支配関係(客観的要素)

客観的にその財物を支配している状態をいいます。支配領域内にある財物については、**握持又は監視**をしていなくても、事実上の支配関係が認められます。また、支配領域外であっても、**人の事実上の支配を推認**させる状況がある場合には、占有が認められます。

(2) 事実上の支配意思(主観的要素)

主観的に財物を支配する意思をいいます。支配領域内にある財物については、その支配領域内を**包括的に支配する**意思があれば、**個々の財物**についての認識がなくても、事実上の支配意思が認められます。例えば、留守中に自宅に配達された郵便物について、住人の事実上の支配の意思が認められます。

2 占有の移転

犯人以外の第三者が管理・支配する場所内に、所有者等が財物を置き忘れ、事実上の支配を離れたときは、その財物の占有は、**その場所の管理者である第三者**に移ります(最判昭62.4.10)。ただし、置き忘れた者の占有が**いまだ失われていない**と認められるときには、その者の**占有が継続している**とされます(東京控訴院判昭17.7.28)。



落とした物を即座に拾得した場合

一時、取り落とした他人の財物を、すぐにその現場において領得した場合には、窃盗罪が成立する(東京控訴院判昭17.7.28)。



A女が財布を落としたことに気付く可能性があり、その時点ではA女の占有はいまだ喪失していないから、当該財布を領得した甲男に窃盗罪が成立するね。

